

平成十四年四月

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	文化財の定義	二
2	文化財の不法な取引	二
3	文化遺産の定義	二
4	国内機関の設置	三
5	文化財の輸出規制	三
6	不法に輸出された文化財の取得の防止並びに盗取された文化財の輸入禁止及び返還	三
7	刑罰	三
8	文化遺産の保護の要請	三
9	古物商の義務及び教育の促進	三
10	外国による国土占領	四
11	締約国が国際関係について責任を有する領域における条約の義務の履行	四
12	文化財の不法取引の防止、返還のための協力等	四
13	国内機関への予算配分	四

14	特別の協定	四
15	締約国の報告	四
16	ユネスコの役割	四
17	最終条項	四
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、昭和二十一年（千九百四十六年）の設立以来、教育・科学・文化活動を通じて諸国間の協力を促進し、国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。

(2) 昭和三十九年（千九百六十四年）の第十三回ユネスコ総会において、締約国は、文化財の不法な輸出、輸入及び所有権移転によりもたらされる危険から各国の文化財を保護する責務があることを確認する「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告」を採択した。

(3) その後、この条約の作成作業が始まり、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転が当該文化財の原産国の文化遺産を貧困化させる主要な原因の一つであること並びにこれらの不法行為による危険から各国の文化財を保護するための最も効果的な手段の一つは国際協力であるとの認識の下、昭和四十五年（千九百七十年）の第十六回ユネスコ総会でこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、文化財の不法な輸出、輸入等を規制することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 輸出許可書が添付されない文化財の輸出を禁止すること。
- (2) 他の締約国を原産国とする文化財であつてこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを自国の博物館等が取得することを防止するため、国内法に従つて必要な措置をとること。
- (3) 他の締約国の博物館等からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止すること。

(4) 原産国である締約国の要請により、(3)に規定する文化財であつてこの条約が関係国について効力を生じた後に輸入されたものの回復及び返還について適当な措置をとること。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。

(5) この条約の文化財の輸出入の禁止に関する規定に違反した者に対して刑罰又は行政罰を科すること。

(6) 締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限すること。また、古物商に一定の義務を課すること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

(1) 近年の文化財の不法取引の増加を背景に、この条約の早期締結を勧告する旨の「文化財の原保有国への返還」に関する決議が昨年の国際連合総会において採択される等、国際社会においてこの条約の締結を促す動きが見られる。

(2) また、平成十一年（千九百九十九年）にはアジア地域から初めてのユネスコ事務局長に我が国から松浦前仏大使が就任したことに伴い、我が国の貢献に対する期待も従来以上に強まっている。

(3) このような状況下において、文化財の不法取引を防止し、国内における文化財保護の自覚を促すためにこの条約を締結することは、文化の多様性に対する理解及び尊重を重視する我が国にとって急務である。

#### 二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

##### 1 文化財の定義（第一条）

この条約の適用上、「文化財」とは、各国が考古学上、先史上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であつて、一定の分類に属するものをいう。

##### 2 文化財の不法取引（第二条及び第三条）

この条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とする。

##### 3 文化遺産の定義（第四条）

この条約上の文化遺産の定義について規定している。

4 国内機関の設置（第五条）

締約国が文化遺産の保護のための国内機関を設置すること及び当該機関の任務について規定している。

5 文化財の輸出規制（第六条）

締約国は、当該文化財の輸出が許可されたものであることを明記する適当な証明書を導入し、当該証明書が添付されない文化財の輸出を禁止する。

6 不法に輸出された文化財の取得の防止並びに盗取された文化財の輸入禁止及び返還（第七条）

締約国は、他の締約国を原産国とする文化財であつてこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを自国の博物館等が取得することを防止するため、国内法に従つて必要な措置をとる。他の締約国の博物館等からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止する。原産国である締約国が要請する場合には、輸入された当該文化財の回復及び返還のために適当な措置をとる。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。

7 刑罰（第八条）

締約国は、第六条及び第七条に定める輸出の禁止及び輸入の禁止の義務に違反した者に対して刑罰又は行政罰を科することを約束する。

8 文化遺産の保護の要請（第九条）

自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。要請を受けた締約国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。

9 古物商の義務及び教育の促進（第十条）

締約国は、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限し、及び適当な場合には古物商に対して一定の義務を課する。また、文化財の価値及び不法な輸出等が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民の認識を高める。

10 外国による国土占領（第十一条）

外国による国土占領に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、不法であるとみなす。

11 締約国が国際関係について責任を有する領域における条約の義務の履行（第十二条）

締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化財について、この条約上の義務を履行するためのすべての適当な措置をとる。

12 文化財の不法取引の防止、返還のための協力等（第十三条）

締約国が、自国の法令に従い、文化財の不法な輸出入を促すおそれのある所有権移転を防止すること、自国から不法に輸出された文化財が正当な所有者に返還されるよう協力すること等を規定している。

13 国内機関への予算配分（第十四条）

締約国は、この条約の義務を履行するため、文化遺産の保護について責任を有する国内機関に対してできる限り十分な予算を配分する。

14 特別の協定（第十五条）

この条約のいかなる規定も、締約国の間で文化財の返還に関する特別の協定を締結すること又は既に締結した協定の実施を継続することを妨げない。

15 締約国の報告（第十六条）

締約国は、ユネスコ総会に提出する報告において、この条約の適用のために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供する。

16 ユネスコの役割（第十七条）

この条約に関連して締約国がユネスコに対して要請することができる技術援助及びこの条約の実施に関してユネスコが行うことができる事項について規定している。

17 最終条項（第十八条から第二十六条まで）

批准等、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案及び文化財保護法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 昭和四十五年十一月十四日 パリにおいて採択
- 2 効力発生 昭和四十七年四月二十四日
- 3 締約国 平成十四年四月一日現在 九十二箇国

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンティン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハマ、 Bangladesh、ベラルーシ、ベリーズ、ボリヴィア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、カンボディア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタ・リカ、象牙海岸共和国、クロアチア、キューバ、サイプラス、チェッコ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エル・サルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、インド、イラン、イラク、イタリア、ジョルダン、大韓民国、クウェイト、キルギス、レバノン、リビア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マダガスカル、マリ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モンゴル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮

(\*)、オマーン、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウディ・アラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリ・ランカ、シリア、タジキスタン、タンザニア、テュニジア、トルコ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ユーゴスラヴィア、ザンビア

(\* 我が国は、国家として承認していない。)